

西銘復興大臣訓示

令和4年3月11日（金）14時47分 於 復興庁復興大臣室

- 東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故から今日で11年となりました。
- 犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、大切なご家族やご友人を亡くされた方々、また、いまだ避難生活を余儀なくされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。
- 私自身、被災地を訪問し、これまでの間、復興は一定の進展があったことを実感します。他方、見方を変えれば、我々がこれから取り組む課題は、11年を経ても、今なお解決が必要な、難しい課題ばかりであるということです。
- 復興庁発足から10年が経過しましたが、私たちは、日々、懸命に復興に取り組む被災地からの大きな期待に、心新たに、真正面から応えていかなければなりません。
- 復興の総仕上げの時期を迎えている地震・津波被災地域では、コロナ禍で、孤独・孤立を抱える方々の心のケアやコミュニティーの再生、エネルギー・原材料価格の高騰に直面する産業・生業の再生などにどう取り組むべきか。
- 福島の原子力被災地域では、町ごとに多様な課題が山積し、中長期的な取組みが必要です。長期間避難を余儀なくされた住民が安心して帰還できる生活環境整備や産業・生業の再生支援、根深い国内外での風評払拭、さらには、全国の自治体が行っている移住・定住や、福島国際研究教育機構を福島の夢・希望として、具体的にどう実現していくのか。
- 私は、今こそ、現場主義の徹底がカギだと考えます。コロナ禍にあってもオンラインも活用するなど、被災地の声にしっかりと耳を傾けてください。一元的窓口として、霞が関のネットワークもフル活用し、課題の解決につなげていきましょう。私も皆さんとともに、全力で働きます。
- 最後に、11年の節目となる今こそ、東北復興の使命を託された復興庁、復興局の職員として、高い意識と気概を持って、これからも職務に励んでもらいたい。

（以上）